

会議録（要点筆記）

会議名	令和6年度第1回坂祝町空家等対策協議会
開催日時	令和7年3月3日（月） 10時30分から12時00分まで
開催場所	坂祝町役場庁舎 4階 第2会議室
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 委嘱状の交付 4 会議録記名人選出 5 議題 議第1号 特定空家の候補について 議第2号 特定空家の現状と今後の措置について 議第3号 職員による空き家パトロールの実施報告について 6 閉会
委員出席者	伊藤委員、石原委員、竹内委員、鈴木委員、佐藤委員、三品委員、中嶋委員、片岡委員、山口委員
議長	伊藤委員
欠席者	大橋委員
事務局	産業建設課 大野課長、川島係長、堀部主任
傍聴者数	0名

10時30分開会

1 開会

【事務局】

定刻になりましたので、只今より令和6年度第1回坂祝町空家等対策協議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます、産業建設課長の犬野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開催に先立ちまして、会長の町長からご挨拶を申し上げます。

2 会長あいさつ

【会長】

改めましておはようございます。本日はご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろは坂祝町のために、そして地域のためにご尽力いただきましてありがとうございます。今回は空家等対策協議会ですが、近年全国でも様々な問題が起こっております。ただ、坂祝町も空き家対策等と言いますが、ただその1件だけという風ではなく、その周りの環境も加味しながら今後どのような対策をとっていき、そこに人が来られるような、活気があるような町にしていければと思いますので、皆様のお力添えをいただきながら今後進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委嘱状の交付

【課長】

次に、委員の皆様への委嘱状の交付に移らせていただきます。委嘱式として町長より委員の皆様へ委嘱するのが本来でございますが、あらかじめ各委員の皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、お受け取りいただきますようお願いいたします。また、委嘱日は任期の都合上、令和6年4月1日付けとなっておりますのでご理解をお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事の方を進めさせていただきますが、本協議は会長が議長となっていることから会長に議事進行をお願いいたします。

【議長】

まず委員の出席について事務局より報告してください。

【事務局】

報告いたします。

委員総数9名中、8名の出席でございます。

【議長】

只今、事務局から報告のとおり、委員総数9名のうち8名の出席ですので、坂祝町空家等対策協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本協議会は成立することを報告します。

4 会議録記名人選出

【議長】

次に本会議に先立ち、会議録記名人2名を選出したいと思います。坂祝町空家等対策協議会運営要領第6条第2項の規定により、会長及び会長が指名する出席委員1名にお願いすることとなっておりますので、会議録記名者を竹内委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【竹内委員】

はい。

【議長】

ありがとうございます。それでは、竹内委員、よろしくお願いいたします。

5 議題

【議長】

それでは、次第に基づいて議事に入ります。

「議第1号」について説明を求めます。

【事務局】

4月から空き家担当となりました、堀部と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに特定空家の候補地についてご説明させていただきます。令和5年度第1回坂祝町空家等対策協議会にて議事としました、特定空家の候補地3件の現状を報告いたします。資料1をご覧ください。1ページ目が位置図、2ページ目以降が現状の写真となります。まず①についてです。こちら■■■にある空き家となっております。2ページ目が去年と比較した写真となっておりますのでご確認ください。過去に近隣住民から庭木の通報が数件あったことですが、今年度はありませんでした。3ページ目にあるのが通報箇所の写真となっております。道路に出ている木や敷地内の草が繁茂しているような状態です。現状としては昨年度と変化はありませんが、相続の問題で適切な管理がなされていないようです。こちらは今後も注視していきたいと思います。状態が悪化し管理不全な状態が続くようでしたら特定空家の認定も視野に入れて対応していく必要があると思われます。

続いて②の空き家です。■■■にある空き家ですが、昨年と比較しても変化や改善などはありませんでした。緊急性を要さない状態ですが、今後も注視していきます。4ページ目にあ

る空き家になりますので、ご確認ください。

最後に③の空き家です。こちら■■■にある空き家ですが、除却され家屋が新築されています。新たに候補地として報告するものではありません。①、②については、今後も注視していき、次回協議会でも現状を報告いたします。

議第1号について事務局からは以上となります。

【議長】

ありがとうございます。何かご意見やご質問等はございませんか。

《異議なし》

【議長】

ご審議ありがとうございます。

次に「議題2号」について説明を求めます。

【事務局】

特定空家の現状と今後の措置についてご説明いたします。資料2をご覧ください。1ページ目は特定空家の管理台帳となります。①～④の順で説明させていただきます。

①の特定空家ですが、令和3年度第一回坂祝町空家対策協議会にて特定空家の認定を受けた■■■の「■■■■■■■■■■」を含めた店舗5棟と使用用途不明の小屋です。2ページが位置図、3ページ目が航空写真となっています。4ページから11ページが現状の写真です。それぞれ去年の1月と今年の1月で比較したものとなっておりますのでご確認ください。始めに昨年度も報告させていただいた内容を改めて報告いたします。令和4年3月22日に助言・指導書を所有者に通知しましたが、事業に取り掛かっている様子がなく、助言・指導の期限が過ぎたことから、令和4年12月14日に勧告の措置を通知いたしました。しかし連絡等はありませんでしたので、令和5年7月24日に命令措置の前の命令に係る事前通知の措置として、意見聴取をいたしました。措置に関する通知書を送付後に窓口税務課を通じて所有者に電話で措置内容の説明を行いました。通知後の2ヶ月ほどは意見書の提出はありませんでしたが、令和5年10月13日に所有者と他2名が来庁しました。所有者との話し合いの結果、今後の方針として、建物周辺の草木の除草を行い、建物の取り壊しを検討していると報告を受けました。また、所有者から令和5年11月23日に郵送で手紙が届いております。内容といたしましては前回の来庁した際の意見と同様で、建物周辺の除草を行うため見積もりを依頼し、建物の取り壊しを行うと記載された文章と現地の写真6枚が郵送されました。また令和6年1月15日に連絡した際に、取り壊しを含めた見積書を依

頼しているとのことでしたが、令和6年1月31日に連絡した際、現在は入院しており、見積書等が確認できないため、2週間後に退院をしたときに、見積書を確認できると伝えられました。令和6年2月5日に所有者から連絡があり、症状が悪化し集中治療室に入ったため、まだ見積書が確認できておらず症状が良くなり退院されてから連絡をいただけることとなりました。ここからが、新たな報告内容となります。令和6年4月30日に特定空家及びその敷地を購入予定である会社が事前調査で役場に来庁されました。所有者から坂祝町に家屋の取り壊しに4千万円程度の補助金があることや、道の駅の計画がある旨を聞いての事前調査のことでしたが、町にはそのような補助金・計画がない旨を伝えました。令和6年5月2日に改めて来庁され、用途地域や文化財保護法等の各種規制、上下水道の埋設状況を説明いたしました。購入後の内容としては、敷地等の取得後、別の会社によるバーベキュー場及びキャンプ場を計画したいというようなものでした。令和6年8月7日に所有者から窓口税務課に税と取り壊しの関係で連絡があり、取り壊しの費用とし3千万円必要で、次の計画が決まらなければ取り壊しを行わない旨の内容でした。令和6年8月23日付けで所有者から委任を受けた司法書士法人から窓口税務課に固定資産評価証明書の交付申請がありました。申請理由としては、売買による所有者移転登記申請に必要なためとのことでした。令和6年8月26日に所有者に連絡し、敷地内の除草の依頼・家屋についても台風等で影響があると思われるため対応のお願いをいたしました。その際に家屋については、修理できないと判断されており、全てを取り壊すしかないと考えている旨を話されましたが、受けていただける業者がなかなか見つからないとのことでした。以上が、所有者との経過報告になります。

命令措置の前の命令に係る事前通知の措置を行って以降、所有者とは連絡が取れており、土地の活用計画や取り壊し費用の把握等の動きはありますが、現状は大きな変化はありません。

担当者からの説明以降の状況等をご説明いたします。令和7年1月下旬にも先方から連絡があったと他の課から報告があり、やり取りの中でも取壊し業者を探している旨のお話があったとのことですが、この1年間改善することはできていない状況となっています。

話は変わりますが、皆様の中にはご存じの方もお見えになると思いますが、独立行政法人水資源機構が事業主体となっている、木曽川水系連絡導水路事業がいよいよ動き出しています。この事業は、木曽川の異常渇水時において徳山ダムに確保された一定量の水を長良川及び木曽川に導水いたしまして、河川環境の改善や、愛知県及び名古屋市への利水、その他に期待されることとして、徳山ダムを含む木曽川水系ダム群を一体的に運用する水系総合運用を行うことによって、異常渇水時における東濃・可茂地域への取水制限の緩和が期待さ

れている事業です。これまで10数年動いていみせんでしたが、令和6年8月には国土交通省として事業の継続を発表し、12月には木曾川水系における水資源開発基本計画が変更され、導水路事業の予定工期が令和18年度とされました。確定ではございみせんが令和7年度予算は前年比で約4倍の8.8億円とのことです。

この導水路事業ですが、揖斐川町にあります西平ダム付近から導水し、一部は岐阜市の長良川、木曾川では坂祝町で放流される計画となっており、まさに、この空き家付近が計画地となっております。

今後、水資源機構により様々な調査・設計・用地の取得が3年間で実施される計画となっておりますし、この空き家付近が事業地となった場合には水資源機構により一部土地の借地や買収が期待されていることから、もう少しの間は次へのステップに移行することは待ったほうが良いのではないかと事務局としては考えています。補足としては以上となります。

今後の措置といたしまして、土地利用の計画等があるため、次の命令措置を行わず、現状維持で今後の動向を伺いながら注視していくべきかと考えております。今後も協議会で現状を報告し、命令措置を行う際は皆様よりご意見をいただき進めていきたいと考えております。①につきまして、事務局からは以上となります。

【議長】

ありがとうございます。それでは、ご審議願います。何かご意見やご質問等はございみせんか。

【竹内委員】

先ほどの報告で見積書等を取り寄せたということは、所有者は売却する意図があるのでしょうか。

【事務局】

こちらとしては、売却する意図があると感じますが、所有者に直接確認したことはありませんので正確なことは把握しておりみせん。

【竹内委員】

解体費用で3千万円必要ということで、購入される方は現れるのか。また今後の方針について、坂祝町としてどのように考えられていますか。

【事務局】

所有者が売却する意図があるかどうかということは、先ほどもお伝えしたように確認はしておりみせん。

特定空家については、20年以上廃墟のような状態が続いていますので、坂祝町としては、なんとか改善したいという思いはあります。跡地利用についてですが、坂祝町が買う・買わ

ないということは決めていますので、特にお伝えできることはありません。今後は、水資源機構が3年間で調査・用地買収・設計までされるということなので、調査自体は来年度から行われると思われます。予算も4倍以上となっておりますので、これまでの調査以上に今回はやられると思います。令和6年12月には、調査を発注し始めたということで調査は進んでいくと思われます。ただ事業の理解ということになると、色々な問題があると思われますので、沿線の市町の住民のご意見を伺いながら、水資源機構として慎重に進められるのではないかと考えられます。事務局としては、次の措置に進むのはもうしばらくお待ちいただきたいというところがあります。水資源機構、岐阜県、坂祝町と相談しながら進めていきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

【竹内委員】

水資源機構の調査は、いつまでに終わる予定ですか。また調査を待っていると倒壊などの恐れがあると考えられるので、水資源機構の計画を把握し、坂祝町としても計画を立てるべきではないか。

【事務局】

水資源機構の計画は正確には示されていませんが、3年で用地買収まで行うということは発表されています。細かいところまでは把握できていません。その後の活用については、坂祝町としては具体的な計画はありませんので、そのようにご理解をお願いしたいです。

【鈴木委員】

用地買収の対象についてですが、特定空家の一部になると思われます。一部買収されたとしても問題が解決されるわけではないので、老朽化によって景観や危険なことが起きないような措置を坂祝町も並行して行うべきではないかと考えます。空き家対策としてどこまでのことができるのかわかりませんが、安全性の確保は必要と感じます。

【事務局】

資料で現状の写真を添付していますが、1年間で壊れてきているところはあるのですが、それほど変化がないと認識しております。ただ、状況が状況なのでゴミ等を捨てられる方がいるのも事実です。ゴミ等については、坂祝町の環境を担当している水道環境課からも報告をもらっています。こう言った不法投棄の関係については、水道環境課から所有者に対して状況の改善、また不法投棄されたものは個人の敷地内になりますので所有者が責任を持って撤去をするようにお願いしています。

台風等の時になると屋根材が飛んでしまう恐れがありますので、危険な状態と判断された場合は、坂祝町で緊急的な措置として対策を講じることもできます。

【鈴木委員】

所有者は特定空家を除却するつもりがないと感じています。また、坂祝町が代執行を行い、費用を肩代わりすることへの理解を得ることは難しいことだと理解しています。選択肢の1つとして、先に坂祝町が代執行をし、用地買収されたときのお金を差し押さえるということもあるのではないかと考えます。

【石原委員】

例えば、税金を滞納している会社を買収して、土地の所有権がある会社と別になった場合、お金を取ろうとしても取れない等ということはあるのでしょうか。

【山口委員】

法人が所有している固定資産を新たな会社買った場合、法人株が違いますので、それを引き継いでもらうことはできません。ただし、差し押さえの方が権利が上にありますので、違う法人株の方が所有されたとしても■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■以上、強制的に換価することは可能です。

鈴木委員が言われた取用の場合のお金の差し押さえについてですが、一般的に税の差し押さえの時に売掛金の差し押さえを行っています。取引のある会社が滞納している会社にお金を払う場合、その大本を押さえて、会社に行く前に未納分を取り立てて残りの分がその会社に行く。取用したお金の一部を天引きしたかたちでできるのではないかと思います。結果的に言うと差し押さえはできます。

【竹内委員】

代執行はいつできるようになるのでしょうか。水資源機構の計画が終わるまでの３年間は待つしかできないのか。１、２年で代執行を行うことはできないのか。

【事務局】

[illegible]

先に坂祝町が代執行を行わず水資源機構が用地買収をした場合、建物が建っていますので、水資源機構が建物を壊すことになると思います。個人的な考えになりますが、こうなることが所有者にとって一番良いかたちではないかと思います。また、坂祝町が代執行をして費用を立て替える必要がなくなり、水資源機構が建物を壊すことになります。

【鈴木委員】

水資源機構が土地の一部を使う計画であってもその土地にある建物を全て壊すことになるのでしょうか。

【事務局】

放流先・資材置き場がどこになるのか決まっていますが、仮に建物の一部が放流先・資材置き場となった場合、建物を一部だけ壊すのではなく、対象の建物すべてを壊すことになります。放流先・資材置き場の対象外となった建物については壊されません。

【議長】

他にご意見・ご質問はございませんか。

≪異議なし≫

【議長】

それでは次回の協議会で報告を行います。

【事務局】

続いて②の特定空家についてご説明いたします。令和４年度第一回坂祝町空家対策協議会にて認定された■■■にある複数の倉庫で構築された特定空家です。１２ページが位置図、１３ページから１５ページが現状の写真となっています。令和５年７月１４日に助言・指導書、令和６年３月１日に勧告書を所有者に通知し、建物の修繕又は解体・ごみの除却を指導していたところです。令和６年９月１２日に別件で所有者が来庁された際に、特定空家をどのように対応するつもりか、また補助金の説明をしたところ、除却する意思があることが確認できました。令和６年１１月１８日に老朽危険空家等除却事業補助金の申請があり、令和６年１２月１５日に除却していただくことができました。補助金を利用した除却は、町内では２例目となりました。今回の事例は、岐阜県空家等除却費支援事業の対象となり、岐阜県の補助をいただく予定です。現在更地となりましたが、適切に管理されているか今後も注視していきます。②につきまして、事務局からは以上となります。

【議長】

何かご意見・ご質問はございませんか。

≪異議なし≫

【事務局】

続いて③の特定空家です。令和元年度第3回空家等対策協議にて認定された■■■にある特定空家です。16ページが位置図、17～18ページが現状の写真となっています。こちらの空き家は、■■■■■■■■■にあるものになります。登記簿に記載されている所有者はすでに亡くなっており、所有者の孫である町内在住者と町外在住者1名ずつが相続し共有管理者となっています。令和2年7月27日に双方に対して助言・指導書を通知し、現在は改善が見られない状態です。

続いて④の特定空家です。令和元年度第3回空家等対策協議会にて認定された■■■にある特定空家です。19ページが位置図、20～23ページが現状の写真となっています。こちらの空き家は、■■■■■■■■■にあるものになります。所有者について、現在は亡くなっており、所有者の子である町内在住者と町外在住者1名ずつが相続し共有管理者となっています。令和2年7月27日に双方に対して助言・指導書を通知し、現在は改善がみられない状態です。

③・④ともに令和2年7月27日に助言・指導書を通知し、措置の期限が令和2年8月31日となっています。現在どちらも期限内での改善が見られず、本来であれば勧告の措置を行うべきかと思われますが、助言・指導書を通知して期間が空いてしまったため、もう一度助言・指導を行い、改善を求めてから、勧告の措置を行うべきかと考えております。③・④につきまして、事務局からは以上となります。

【議長】

ご審議願います。

何かご意見やご質問等はございませんか。

【竹内委員】

④の特定空家について、小学生の通学路が接していて危険なブロック塀があったと思いますが、撤去されていますか。

【事務局】

資料の写真を撮りに行った際は気になるものはありませんでした。

【鈴木委員】

写真を見ると特定空家の一部がありませんが、除却されたのですか。

【事務局】

老朽化で潰れたのではないかと思います。

【鈴木委員】

いつ潰れたのでしょうか。

【事務局】

資料の写真のとおり、令和3年1月から令和7年1月の間かと思われます。

【鈴木委員】

なぜ期間が空いてしまったのでしょうか。令和5年度の協議会では議題にもなかったと思われます。

【事務局】

令和5年度の協議会で、以前措置を行ったものの現状の報告がないにご注意をいただいたので、今回全ての案件について議題とし、現状を報告させていただいています。期間が空いてしまった状況もあるので、改めて助言・指導書を通知してその後の対応をこれから行っていきます。

【議長】

他にご意見やご質問等はございませんか。

《異議なし》

それでは再度、助言・指導の措置を進めていきます。ご審議ありがとうございます。

次に「議第3号」について説明を求めます。

【事務局】

職員による空き家パトロールの実施について報告いたします。資料3をご覧ください。

こちらは、職員による空き家パトロールの実施報告の総括となります。令和4年度から令和6年度にかけて実施し、今年度で全地区実施することができましたので、その総括となります。今年度は、取組地区・勝山地区でパトロールをしましたが、総括と合わせて報告いたします。

実施年月日は、令和4年11月16日から令和6年7月30日で、パトロールの実施は、うち5日間です。実施場所は、坂祝町全体です。実施者は、産業建設課職員と空き家利活用担当の企画課職員で実施しました。実施件数は、3年間で241件です。実施方法としては、主に目視による敷地外からの調査となっております。

2ページをご覧ください。こちらは、実施結果を記載していて、平成30年に実施した空き家の実態調査と比較したものとなっています。上から順に説明します。

酒倉地区です。平成30年に記録した空き家の数は、60件。令和4年に実施したものと比較し、

現存している空き家　：30件

新規に確認した空き家： 5 件
非該当とした空き家： 30 件
合計空き家数： 35 件

大針・加茂山地区です。平成30年に記録した空き家の数は、39件。令和4年に実施したものと比較し、

現存している空き家： 19 件
新規に確認した空き家： 6 件
非該当とした空き家： 20 件
合計空き家数： 25 件

黒岩地区です。平成30年に記録した空き家の数は、26件。令和5年に実施したものと比較し、

現存している空き家： 8 件
新規に確認した空き家： 2 件
非該当とした空き家： 18 件
合計空き家数： 10 件

深萱地区です。平成30年に記録した空き家の数は、16件。令和5年に実施したものと比較し、

現存している空き家： 6 件
新規に確認した空き家： 2 件
非該当とした空き家： 10 件
合計空き家数： 8 件

取組地区です。平成30年に記録した空き家の数は、69件。令和6年に実施したものと比較し、

現存している空き家： 45 件
新規に確認した空き家： 0 件
非該当とした空き家： 24 件
合計空き家数： 45 件

勝山地区です。平成30年に記録した空き家の数は、15件。令和6年に実施したものと比較し、

現存している空き家： 11 件
新規に確認した空き家： 1 件
非該当とした空き家： 4 件

合計空き家数 ： 1 2 件

という結果としました。

3 ページをご覧ください。総括として、全体で 2 4 1 件パトロールを実施し、中段の表の結果としました。平成 3 0 年に記録した空き家の数は、2 2 5 件。

現存している空き家 ： 1 1 9 件

新規に確認した空き家： 1 6 件

非該当とした空き家 ： 1 0 6 件

合計空き家数 ： 1 3 5 件

です。

別紙で地図を添付しましたが、1 枚目が平成 3 0 年の調査時のものです。2 枚目が職員で行い更新したものととなりますので、それぞれご確認ください。

総括として、非該当とした空き家については、除却されているもの、除却後に家屋の新築、分譲地ができていたものがありました。また、生活感があるものも非該当としています。現存している空き家・新規に確認した空き家の中には緊急性を要するものではありませんが、今後もパトロールを実施し、危険性が高いものや管理不全なものがないか確認し、措置等が必要とされるものがあれば協議会で報告いたします。

今後のスケジュールとしては、下記のとおりで実施する予定です。

議第 3 号について事務局からは以上となります。

【議長】

何かご意見・ご質問はございませんか。

【竹内委員】

空き家と判断しているのは、何を基準に判断されているのでしょうか。水道メーター等で判断されているのでしょうか。

【事務局】

敷地内に入ることとはできないため、敷地外から目視での判断となります。水道メーター等での判断は、敷地内に入らないと確認できないので行っていません。1 0 年に 1 度、坂祝町の空家等対策計画の見直しを行っているので、その際には水道メーター等の敷地内での調査を行います。今回は、職員が行ったパトロールとなりますので、空き家の判断としては敷地外からの目視です。庭木の手入れがされていなかったり、生活感がないものについては空き家としています。庭木が手入れされている、洗濯物がある、車がある等、生活感があるものについては非該当としています。

【石原委員】

空き家を利用して事業を興したい等の空き家を必要とされている方がみえると思います
が、空き家の所有者に対して利活用のアンケートを取ることはできないのでしょうか。

【事務局】

平成30年に坂祝町空き家等対策計画を作成した際に、空き家の所有者に対して、今後の利用についてアンケートを取っております。アンケート結果を集計し保管してありますが、アンケート結果を他の目的に使用して良いか所有者に対して確認をすることはしませんでした。坂祝町空き家等対策計画を見直しする際のアンケートでは、他の目的でも使用できるよう所有者に確認し、企画課で行っている空き家バンクの登録へ繋がられるよう改善していきます。

【竹内委員】

現在空き家バンクに登録されている件数は把握されていますか。

【事務局】

2件登録されています。

【竹内委員】

空き家バンクの登録が少ないと感じますが、何か対策はありますか。法務局に行き書類を集める必要がある等登録にあたり手続きが少し手間であるところもあると考えられますが。

【事務局】

行政が登録に関する手続きを行うということは可能かもしれませんが、要綱等で手続きが定められていると思うのでこの場で可能とは断言できません。空き家バンクについては、企画課が担当していますので、共有させていただきます。

【鈴木委員】

空き家所有者へのアンケートについてですが、坂祝町空き家等対策計画の見直し時期ではないと実施しないのですか。

【事務局】

毎年実施しても良いのかもしれませんが、予算を確保していないのが現状です。

【佐藤委員】

空き家バンクに登録されている空き家を購入すると30万円の補助金があると思いますが、あまり周知されていないと感じています。広報等で周知できたらと思います。

【竹内委員】

周知もそうですが、登録の簡易化も登録数増加に繋がると思います。

【石原委員】

電気や水道をあまり使用しておらず基本料金のみを払っている方は、空き家を管理されていて今後の利用を考えている方ではないかと考えています。そういう所有者に空き家バンクに登録してもらえたら増加するのではないかと思います。

【事務局】

空き家を使用する目的で所有している方については、空き家バンクに登録してもらう必要はないのかと思います。誰も住んでおらず、管理不全の状態になる前に空き家バンクに登録していただき、売買できるのが一番良い活用だと思います。管理不全となり、周りに迷惑をかけるような状態になる前に登録していただけるよう周知していきます。

空き家バンクの登録の簡易化等については、企画課と共有させていただきますので、ご協力いただけたらと思います。

【鈴木委員】

空き家バンク等のこともありますので、次回から企画課職員にも参加していただけたらどうでしょうか。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。次回以降検討していきます。

【議長】

他にご意見・ご質問はございませんか。

【竹内委員】

一度協議会の中で、町内を回り特定空家等の現状を見れたらと思っています。

【議長】

ご審議ありがとうございます。

他にご質問やご意見等がないようですので、これにて本日の議題を終了させていただきます。最後に今後の予定等について説明を求めます。

【事務局】

今回の議事録につきまして、作成でき次第、ホームページに掲載しますので、よろしくお願いいたします。

特定空家の今後の措置が決まった空家については早急に措置を進めていきます。委員の皆様任期につきましては、令和8年3月31日までとなっておりますので、今後とも坂祝町空家等対策協議会にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

6 閉会

【議長】

皆様のご協力に感謝を申し上げます、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(12時00分閉会)